

# 国民健康保険料最高額 国保運協 4万円引き上げ答申へ

## 保険料引き上げ市民は耐えられない

### 太田とおる議員が主張

二月八日寝屋川市国民健康保険運営協議会は、寝屋川市長の諮問に対し、医療分四四万円、後期高齢者支援金分十二万円、介護分九万円の賦課限度額に答申することを賛成多数で決めました。

また、後期高齢者支援金分と介護分については、国、府の制度改定に伴いそのまま、金額が増えていくように、寝屋川市国民健康保険条例を改定するこ

とを答申にもりこむことを決めました。医療分についての条例の改定は継続審議となりました。太田とお

る委員は、「これ以上の保険料の引き上げに市民は耐えられない、一般会計からの繰り入れを増やし、保険料の引

き下げこそが求められている」と、今回の限度額引き上げの諮問に反対をしました。

## 国の基準額どおり 最高額引き上げに反対

また、自動的に最高限度額が引き上げられる条例の改定についても、その都度、市民生活の状況を考え限度額

を決める必要があると、反対しました。



## 領収書の全面開示と自主返還を

### 政務調査費をただす会が申し入れ

昨年十二月二六日、住民が提訴していた「平成十三年度寝屋川市議会政務調査費」について、大阪高裁は地裁判決を変更し、返還額を三二六万円から六四六万円に倍増させ、日本共産党以外の会派(当時)に返還を命ずる判決を下しました。原告、被告双方ともに上告せず、一月九日この判決が確定しました。

政務調査費の使途をただす会(沖本彰代表)は、判決確定をうけ、

今後、政務調査費が適法かつ市民の納得のいく使われ方をするよう、二月五日馬場市長と板坂市議会議長に申し入れをおこないました。  
申し入れでは、(1)政務調査費の領収書及び公文書にして情報開示すること(現在は各会派の対応にゆだね、公文書として開示されていない)(2)平成一四年度以降の政務調査費について、自主返還をすることをもとめています。

	地裁判決の返還額	高裁判決の返還額
ねやがわ21	10名に326万円	13名全員に495万円
公明党	合法返還不要	6名に61万円
リベラル	合法返還不要	4名に63万円
無所属木戸 一歩	合法返還不要	26万円

### 議員日誌



田中  
ひさ子

夫の母は八〇歳になります。

喜寿のお祝いをしていなかったので、

娘や孫と一緒に祝いをする事にしました。義母も楽しみにしています。

他の病気に悩まされていましたが、最近、4月からの後期高齢者医療制度導入で、今までのように受診できなくなることを心配しています。高齢者が病気になる

義母は今まで定期的に病院に通い、持病と上手につきあっ

ても安心して病院で受診できるようにがんばります。